

スライド解説

このスライドは、平成25年7月、わたしが近畿税理士会豊能支部の若手交流会「あゆみ会」での発表に用いたものです。

<1ページ>

消費税は消費者が負担することを予定されている、とよく説明されますが、その説明は実態に合っているか、本質とずれはないか確認しようというのが今回の趣旨です。

<2、3ページ>

直接税といわれる税であっても消費者に転嫁されうる、という視点は、逆に消費税が間接税といえるかを考えさせます。

<4、5ページ>

ここは消費税の理論的な考察です。少なくとも消費税法の条文は消費者への転嫁を予定しているとはなっていません。元来、消費税の構造は「課税売上」から「課税仕入」を差し引いた「付加価値」に課税する、というシンプルなものでしょう。

なお、この度の消費増税法に関連して、消費税分の値引きをするといった宣伝は禁止、という「消費税転嫁法」が成立しましたが、この法律の曖昧さには消費税が間接税であるという建前との整合性への苦しさがかえります。

<6、7ページ>

消費税を付加価値税と考えればこの国内の非課税売上と輸出免税をめぐる問題は解決すると考えます。

<8ページ>

最終的に行き着くのは、税制を国内問題と見ることはできないという結論です。

以上